

福井労働局発表
平成30年7月12日

担当	福井労働局雇用環境・均等室 室長 森田 邦子 監理官 山内 伸二 補佐 高鳥 律子 電話 (0776)22-3947
----	--

女性活躍推進法に基づく**県内4社目**の認定企業として 社会保険労務士法人坪川事務所を認定しました！

～7月17日(火)、福井労働局で認定通知書交付式を行います～

福井労働局(局長 嶋田悦郎)は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」)に基づく認定企業として福井市の社会保険労務士法人坪川事務所(代表社員 坪川貞子)を認定しました。当該事業所は福井県内4社目の認定企業で「第3段階(最上位)」での認定です。

1 認定通知書交付式

日時：平成30年7月17日(火) 10:00 ～ 10:30
場所：福井労働局 局長室
(福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎14階)

2 女性活躍推進法、認定制度とは？

「女性活躍推進法」は、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、平成28年4月1日に、10年間の時限立法として制定されました。

これにより、**労働者301人以上の企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが義務づけられました**(労働者300人以下の企業は努力義務)。

女性活躍推進法では、**女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業を厚生労働大臣が認定する制度を設けています**。認定を受けた企業は、認定マークを商品や広告などに表示することができ、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながることを期待されます。

認定マーク「愛称：えるぼし」

